

令和 7 年第 2 回江差町議会定例会資料

資料 1 : 江差町国民健康保険税条例改正の概要と新旧対照表【議案第 1 号関係】	… P 1
資料 2 : 伝統文化のまちづくり共創型空港アクセス改善事業概要【議案第 2 号関係】	… P 1 9
資料 3 : 子育て支援センター備品等整備事業概要【議案第 2 号関係】	… P 2 1
資料 4 : 江差港マリーナ浮桟橋ガイドローラー交換事業概要【議案第 2 号関係】	… P 2 3
資料 5 : 子育て支援センター増改築工事入札状況調書【第 5 号関係】	… P 2 5
資料 6 : 町立小・中学校学習者用コンピュータ等導入事業概要【第 6 号関係】	… P 2 7

江 差 町 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 改 正 の 概 要

改 正 条 項 等	改 正 概 要
○ 第2条 (課税額) ・ 第2条第2項 ・ 第2条第3項	1 地方税法施行令改正にあわせて改正 課税限度額の引上げ ・ 基礎課税額 (医療分) (現 行) 6 5 万円 ⇒ (改正後) 6 6 万円 (+1万円) ・ 後期高齢者支援金等課税額 (現 行) 2 4 万円 ⇒ (改正後) 2 6 万円 (+2万円) 【参考】医療分 6 6 万円 + 後期分 2 6 万円 + 介護分 1 7 万円 = 1 0 9 万円 (国保限度額)
○ 第3条第1項 (国民健康保険の被保険者に 係る所得割額)	2 国民健康保険税率等の改正 基礎課税額 (医療分) に係る所得割額の税率の改正 ・ (現 行) 100分の7.68 ⇒ (改正後) 100分の8.00 (+0.32)
○ 第4条 (国民健康保険の被保険者に 係る被保険者均等割額)	3 国民健康保険税率等の改正 基礎課税額 (医療分) に係る均等割額の改正 ・ (現 行) 24,600円 ⇒ (改正後) 25,800円 (+1,200円)
○ 第5条 (国民健康保険の被保険者に 係る世帯別平等割額)	4 国民健康保険税率等の改正 基礎課税額 (医療分) に係る平等割額の改正 ・ 一 般 (現 行) 23,900円 ⇒ (改正後) 25,700円 (+1,800円) ・ 特定世帯 (現 行) 11,950円 ⇒ (改正後) 12,850円 (+900円) ・ 特定継続 (現 行) 17,925円 ⇒ (改正後) 19,275円 (+1,350円)
○ 第6条 (国民健康保険の被保険者に 係る後期高齢者支援金等課税 額の所得割額)	5 国民健康保険税率の改正 後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額の税率の改正 ・ (現 行) 100分の2.75 ⇒ (改正後) 100分の2.46 (▲0.29)
○ 第7条 (国民健康保険の被保険者に 係る後期高齢者支援金等課税 額の被保険者均等割額)	6 国民健康保険税率等の改正 後期高齢者支援金等課税額に係る均等割額の改正 ・ (現 行) 8,900円 ⇒ (改正後) 8,700円 (▲200円)

改正条項等	改正	正	概	要
○ 第7条の2 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)	7 国民健康保険税率の改正 後期高齢者支援金等課税額に係る平等割額の改正 ・ 一 般 (現 行) 8,600円 ⇒ (改正後) 8,400円 (▲200円) ・ 特定世帯 (現 行) 4,300円 ⇒ (改正後) 4,200円 (▲100円) ・ 特定継続 (現 行) 6,450円 ⇒ (改正後) 6,300円 (▲150円)			
○ 第8条 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)	8 国民健康保険税率等の改正 介護納付金課税額に係る所得割額の税率の改正 ・ (現 行) 100分の1.91 ⇒ (改正後) 100分の1.97 (+0.06)			
○ 第9条 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)	9 国民健康保険税率等の改正 介護納付金課税額に係る均等割額の改正 ・ (現 行) 8,700円 ⇒ (改正後) 8,600円 (▲100円)			
○ 第9条の2 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)	10 国民健康保険税率等の改正 介護納付金課税額に係る平等割額の改正 ・ (現 行) 6,700円 ⇒ (改正後) 6,800円 (+100円)			
○ 第23条 (国民健康保険税の減額)	11 地方税法施行令改正にあわせて改正 減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し ・ 5割軽減基準額 (現 行) 43万円 + (29.5万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数－1) 以下 (改正後) 43万円 + (30.5万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数－1) 以下 ・ 2割軽減基準額 (現 行) 43万円 + (54.5万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数－1) 以下 (改正後) 43万円 + (56.0万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数－1) 以下			
○ 第23条 (国民健康保険税の減額)	12 国民健康保険税率等の改正 均等割額及び平等割額の改正に伴う、各軽減率に応じた額の改正 ・ 7割軽減 (第1号) ■ 基礎課税額 (医療分) 均等割 平等割 (一 般) (特定世帯)		17,220円 16,730円 8,365円 ⇒ ⇒ ⇒	18,060円 (+840円) 17,990円 (+1,260円) 8,995円 (+630円)

改正条項等	改正	概要	要
○ 第23条 (国民健康保険税の減額)	■ 後期高齢者支援金等課税額	(特定継続)	⇒ 12,547円 (▲945円)
	■ 介護納付金課税額	(一 般)	⇒ 6,230円 (▲140円)
		(特定世帯)	⇒ 5,880円 (▲140円)
		(特定継続)	⇒ 2,940円 (▲70円)
			⇒ 4,410円 (▲105円)
			⇒ 6,020円 (▲70円)
			⇒ 4,760円 (+70円)
	・ 5 割軽減 (第2号)		
	■ 基礎課税額 (医療分)	(一 般)	⇒ 12,300円 (+600円)
		(特定世帯)	⇒ 12,850円 (+900円)
		(特定継続)	⇒ 6,425円 (+450円)
			⇒ 9,637円 (+675円)
	■ 後期高齢者支援金等課税額		⇒ 4,350円 (▲100円)
		(一 般)	⇒ 4,200円 (▲100円)
		(特定世帯)	⇒ 2,100円 (▲50円)
		(特定継続)	⇒ 3,150円 (▲75円)
	■ 介護納付金課税額		⇒ 4,300円 (▲50円)
			⇒ 3,400円 (+50円)
	・ 2 割軽減 (第3号)		
	■ 基礎課税額 (医療分)	(一 般)	⇒ 4,920円 (+240円)
		(特定世帯)	⇒ 5,140円 (+360円)
		(特定継続)	⇒ 2,570円 (+180円)
			⇒ 3,855円 (+270円)
	■ 後期高齢者支援金等課税額		⇒ 1,740円 (▲40円)
		(一 般)	⇒ 1,680円 (▲40円)
		(特定世帯)	⇒ 840円 (▲20円)
		(特定継続)	⇒ 1,260円 (▲30円)
			⇒ 1,720円 (▲20円)
			⇒ 1,360円 (+20円)
	■ 介護納付金課税額		⇒ 1,740円 (▲20円)
			⇒ 1,340円 (+20円)

改正条項等	改正概要	要
○ 第23条 (国民健康保険税の減額)	13 未就学児の被保険者均等割額に係る減額の改正 ■ 基礎課税額（医療分） 被保険者均等割額から、未就学児1人について次に定める額を減額 ・ 7割軽減（第1号）に規定する金額を減額した世帯 3,690円 ⇒ 3,870円 (+180円) ・ 5割軽減（第2号）に規定する金額を減額した世帯 6,150円 ⇒ 6,450円 (+300円) ・ 2割軽減（第3号）に規定する金額を減額した世帯 9,840円 ⇒ 10,320円 (+480円) ・ 上記に掲げる世帯以外の世帯 12,300円 ⇒ 12,900円 (+600円) ■ 後期高齢者支援金等課税額 被保険者均等割額から、未就学児1人について次に定める額を減額 ・ 7割軽減（第1号）に規定する金額を減額した世帯 1,335円 ⇒ 1,305円 (▲30円) ・ 5割軽減（第2号）に規定する金額を減額した世帯 2,225円 ⇒ 2,175円 (▲50円) ・ 2割軽減（第3号）に規定する金額を減額した世帯 3,560円 ⇒ 3,480円 (▲80円) ・ 上記に掲げる世帯以外の世帯 4,450円 ⇒ 4,350円 (▲100円)	

江差町国民健康保険税条例の一部改正について

1. 令和7年度 国民健康保険事業納付金

(単位：円)

	令和6年度	令和7年度	増減
納付金確定額	192,631,252	178,525,025	-14,106,227
医療分	140,024,247	130,706,513	-9,317,734
一般分	140,024,247	130,706,513	-9,317,734
退職分	0	0	0
支援金分	40,125,949	36,068,972	-4,056,977
一般分	40,125,949	36,068,972	-4,056,977
退職分	0	0	0
介護分（退職分含む）	12,481,056	11,749,540	-731,516

2. 令和7年度 国保必要保険税額

(単位：円)

		令和6年度	令和7年度	増減
医療分	納付金額	140,024,247	130,706,513	-9,317,734
	（＋）調整	+ 2,385,000	+ 2,698,000	313,000
	（－）調整	- 37,341,673	- 35,596,394	1,745,279
	所要額	105,067,574	97,808,119	-7,259,455
	必要保険税額	108,317,087	100,833,112	-7,483,974
支援金分	納付金額	40,125,949	36,068,972	-4,056,977
	（＋）調整	0	0	0
	（－）調整	- 4,550,610	- 4,561,131	-10,521
	所要額	35,575,339	31,507,841	-4,067,498
	必要保険税額	36,675,607	32,482,310	-4,193,297
介護分	納付金額	12,481,056	11,749,540	-731,516
	（＋）調整	0	0	0
	（－）調整	- 1,620,840	- 1,656,471	-35,631
	所要額	10,860,216	10,093,069	-767,147
	必要保険税額	11,196,099	10,405,226	-790,873
合計	納付金額	192,631,252	178,525,025	-14,106,227
	（＋）調整	+ 2,385,000	+ 2,698,000	313,000
	（－）調整	- 43,513,123	- 41,813,996	1,699,127
	所要額	151,503,129	139,409,029	-12,094,100
	必要保険税額	156,188,793	143,720,648	-12,468,144

収納率

97.0%

- 必要保険税額に対する税率の算定は退職分を除く一般分により算定
- 「納付金額」は北海道に納付する国保事業費納付金の額
- 「（＋）調整」は町の保健事業や特定健診に要する経費
- 「（－）調整」は国や道の交付金や過年度保険税収納分等の控除対象経費
- 「必要保険税額」は、所要額に対し算定収納率（97.0%）として算出

3. 令和7年度 国民健康保険税率

北海道が目指す「令和12年度統一保険料」に向けて、江差町では今後の国保税額が急激に増加とならないよう、令和5年度に、北海道国民健康保険団体連合会の支援事業でシミュレーションを実施し、令和12年度までに全道平均の水準まで段階的に引き上げていくこととしたが、令和7年度に示された北海道の賦課割合で算出した税率と令和6年度の賦課割合で算出した税率を比較すると、高所得者よりも低所得者の負担が上がることが想定された。

また、令和7年度については、北海道が納付金を算定する基となる国から北海道への前期高齢者交付金が過度に多く、結果として納付金が減額となっているが、令和8年度以降は再び増額に転じることが見込まれる。令和7年度の税率算定にあたり増減の要素はそれぞれあるものの、江差町としては令和12年度まで段階的に税率の上昇を平準化させる必要があるため、令和5年度のシミュレーションに基づき税率の算定を行った。

(単位：％、円)

		令和6年度	令和7年度	比較
医療分	所得割	7.68%	8.00%	0.32%
	均等割	24,600	25,800	1,200
	平等割	23,900	25,700	1,800
支援金分	所得割	2.75%	2.46%	-0.29%
	均等割	8,900	8,700	-200
	平等割	8,600	8,400	-200
小 計	所得割	10.43%	10.46%	0.03%
	均等割	33,500	34,500	1,000
	平等割	32,500	34,100	1,600
介護分 (40才以上)	所得割	1.91%	1.97%	0.06%
	均等割	8,700	8,600	-100
	平等割	6,700	6,800	100
合 計	所得割	12.34%	12.43%	0.09%
	均等割	42,200	43,100	900
	平等割	39,200	40,900	1,700

※詳細については、「令和7年度国民健康保険税率低所得者の保険税軽減措置の算定」を参照。

■ 国民健康保険税賦課割合

区分		説明	R6年度	R7年度	R7年度 道標準
応能割	所得割	前年の所得額に税率をかけて積算	46%	47%	44%
応益割	均等割	被保険者1人あたりの税額	32%	31%	33%
	平等割	加入世帯1世帯あたりの税額	22%	22%	23%
合計			100%	100%	100%

※応能・応益の配分比率は、約「47：53」の比率により積算

4. 地方税法施行令の改正

(1) 課税限度額を次のとおり改正

(単位：円)

	令和 6 年度	令和 7 年度	比較
医療分	650,000	660,000	10,000
後期高齢者支援金分	240,000	260,000	20,000
介護分	170,000	170,000	0
課税限度額	1,060,000	1,090,000	30,000

(2) 減額措置に係る軽減判定所得の基準額を次のとおり改正

① 5 割軽減基準額

〔現 行〕基礎控除額43万円 + (29.5万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
 〔改正後〕基礎控除額43万円 + (**30.5万円** × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

② 2 割軽減基準額

〔現 行〕基礎控除額43万円 + (54.5万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
 〔改正後〕基礎控除額43万円 + (**56.0万円** × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

5. 未就学児の均等割額に係る軽減措置額の改正

令和 4 年度から、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、国民健康保険被保険者のうち未就学児に係る均等割額の 5 割軽減を実施している。

また、世帯所得に応じて 7 割・5 割・2 割の軽減措置を受ける世帯の未就学児については、軽減適用後の金額からさらに 5 割を軽減している。

なお、令和 6 年度については税率改正に伴い、以下のとおり軽減額を改正する。

○未就学児 1 人当たりの均等割軽減後の額

(単位：円)

世帯所得による軽減割合		令和 6 年度	令和 7 年度	比 較
医療分	所得に係る軽減のない世帯 未就学児に係る軽減後の額	12,300	12,900	600
	2 割軽減世帯 未就学児に係る軽減後の額	9,840	10,320	480
	5 割軽減世帯 未就学児に係る軽減後の額	6,150	6,450	300
	7 割軽減世帯 未就学児に係る軽減後の額	3,690	3,870	180
支援金分	所得に係る軽減のない世帯 未就学児に係る軽減後の額	4,450	4,350	-100
	2 割軽減世帯 未就学児に係る軽減後の額	3,560	3,480	-80
	5 割軽減世帯 未就学児に係る軽減後の額	2,225	2,175	-50
	7 割軽減世帯 未就学児に係る軽減後の額	1,335	1,305	-30

令和7年度 国民健康保険税率低所得者の保険税軽減措置の算定

			令和 6 年度			令和 7 年度			比 較	
医 療 分	所得割		7.68%			8.00%			0.32%	
	均等割 (人数割)		基本額	軽減額	軽減後	基本額	軽減額	軽減後	軽減後	
		基本額	24,600	0	24,600	25,800	0	25,800	1,200	
		2割軽減	24,600	4,920	19,680	25,800	5,160	20,640	960	
		5割軽減	24,600	12,300	12,300	25,800	12,900	12,900	600	
		7割軽減	24,600	17,220	7,380	25,800	18,060	7,740	360	
	平等割 (世帯割)	一般	基本額	23,900	0	23,900	25,700	0	25,700	1,800
			2割軽減	23,900	4,780	19,120	25,700	5,140	20,560	1,440
			5割軽減	23,900	11,950	11,950	25,700	12,850	12,850	900
			7割軽減	23,900	16,730	7,170	25,700	17,990	7,710	540
		特定世帯 ※ 2	基本額	11,950	0	11,950	12,850	0	12,850	900
			2割軽減	11,950	2,390	9,560	12,850	2,570	10,280	720
			5割軽減	11,950	5,975	5,975	12,850	6,425	6,425	450
			7割軽減	11,950	8,365	3,585	12,850	8,995	3,855	270
		特定継続 ※ 3	基本額	17,925	0	17,925	19,275	0	19,275	1,350
			2割軽減	17,925	3,585	14,340	19,275	3,855	15,420	1,080
			5割軽減	17,925	8,962	8,963	19,275	9,637	9,638	675
7割軽減			17,925	12,547	5,378	19,275	13,492	5,783	405	
支 援 金 分	所得割		2.75%			2.46%			-0.29%	
	均等割 (人数割)	基本額	8,900	0	8,900	8,700	0	8,700	-200	
		2割軽減	8,900	1,780	7,120	8,700	1,740	6,960	-160	
		5割軽減	8,900	4,450	4,450	8,700	4,350	4,350	-100	
		7割軽減	8,900	6,230	2,670	8,700	6,090	2,610	-60	
	平等割 (世帯割)	一般	基本額	8,600	0	8,600	8,400	0	8,400	-200
			2割軽減	8,600	1,720	6,880	8,400	1,680	6,720	-160
			5割軽減	8,600	4,300	4,300	8,400	4,200	4,200	-100
			7割軽減	8,600	6,020	2,580	8,400	5,880	2,520	-60
		特定世帯	基本額	4,300	0	4,300	4,200	0	4,200	-100
			2割軽減	4,300	860	3,440	4,200	840	3,360	-80
			5割軽減	4,300	2,150	2,150	4,200	2,100	2,100	-50
			7割軽減	4,300	3,010	1,290	4,200	2,940	1,260	-30
		特定継続	基本額	6,450	0	6,450	6,300	0	6,300	-150
			2割軽減	6,450	1,290	5,160	6,300	1,260	5,040	-120
			5割軽減	6,450	3,225	3,225	6,300	3,150	3,150	-75
			7割軽減	6,450	4,515	1,935	6,300	4,410	1,890	-45
介 護 分 ※ 1	所得割		1.91%			1.97%			0.06%	
	均等割 (人数割)	基本額	8,700	0	8,700	8,600	0	8,600	-100	
		2割軽減	8,700	1,740	6,960	8,600	1,720	6,880	-80	
		5割軽減	8,700	4,350	4,350	8,600	4,300	4,300	-50	
		7割軽減	8,700	6,090	2,610	8,600	6,020	2,580	-30	
	平等割 (世帯割)	基本額	6,700	0	6,700	6,800	0	6,800	100	
		2割軽減	6,700	1,340	5,360	6,800	1,360	5,440	80	
		5割軽減	6,700	3,350	3,350	6,800	3,400	3,400	50	
		7割軽減	6,700	4,690	2,010	6,800	4,760	2,040	30	

※1 介護分は40歳以上64歳以下

※2 特定世帯とは、後期高齢者医療制度に移行したことにより、世帯内に被保険者が1人だけとなった世帯
(平等割額が1/2に軽減) ※最大5年間

※3 特定継続とは、特定世帯として5年を経過した世帯(平等割額が3/4に軽減) ※最大3年間

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
(課税額) 第 2 条 (略) 2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>6 6 0, 0 0 0 円</u> を超える場合には、基礎課税額は <u>6 6 0, 0 0 0 円</u> とする。 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 6 0, 0 0 0 円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 6 0, 0 0 0 円</u> とする。 4 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>1 0 0 分の 8. 0 0 0</u> を乗じて算定する。 2 (略)	(課税額) 第 2 条 (略) 2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>6 5 0, 0 0 0 円</u> を超える場合には、基礎課税額は <u>6 5 0, 0 0 0 円</u> とする。 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 4 0, 0 0 0 円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 4 0, 0 0 0 円</u> とする。 4 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>1 0 0 分の 7. 6 8</u> を乗じて算定する。 2 (略)

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>25,800円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>25,700円</u> (2) 特定世帯 <u>12,850円</u> (3) 特定継続世帯 <u>19,275円</u>	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>24,600円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>23,900円</u> (2) 特定世帯 <u>11,950円</u> (3) 特定継続世帯 <u>17,925円</u>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.46</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,700円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,400円</u> (2) 特定世帯 <u>4,200円</u> (3) 特定継続世帯 <u>6,300円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.97</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者	(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.75</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,900円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,600円</u> (2) 特定世帯 <u>4,300円</u> (3) 特定継続世帯 <u>6,450円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.91</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
1 人について<u>8, 6 0 0 円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1 世帯について<u>6, 8 0 0 円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>6 6 0, 0 0 0 円</u>を超える場合には、<u>6 6 0, 0 0 0 円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>2 6 0, 0 0 0 円</u>を超える場合には、<u>2 6 0, 0 0 0 円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>1 7 0, 0 0 0 円</u>を超える場合には、<u>1 7 0, 0 0 0 円</u>)の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55	1 人について<u>8, 7 0 0 円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1 世帯について<u>6, 7 0 0 円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>6 5 0, 0 0 0 円</u>を超える場合には、<u>6 5 0, 0 0 0 円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>2 4 0, 0 0 0 円</u>を超える場合には、<u>2 4 0, 0 0 0 円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>1 7 0, 0 0 0 円</u>を超える場合には、<u>1 7 0, 0 0 0 円</u>)の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
0, 0 0 0 円を超える者に限る。) をいう。以下この号において同じ。) の数及び公的年金等に係る所得を有する者 (前年中に法第7 0 3 条の5 第1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第3 5 条第3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者 (年齢6 5 歳未満の者) にあつては当該公的年金等の収入金額が6 0 0, 0 0 0 円を超える者に限り、年齢6 5 歳以上の者) にあつては当該公的年金等の収入金額が1, 1 0 0, 0 0 0 円を超える者に限る。) をいい、給与所得を有する者を除く。) の数の合計数 (以下この条において「給与所得者等の数」という。) が2 以上の場合にあつては、4 3 0, 0 0 0 円に当該給与所得者等の数から1 を減じた数に1 0 0, 0 0 0 円を乗じて得た金額を加算した金額) を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1 条第2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人に ついて <u>1 8, 0 6 0 円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1 7, 9 9 0 円</u> ・特定世帯 <u>8, 9 9 5 円</u> ・特定継続世帯 <u>1 3, 4 9 2 円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被	0, 0 0 0 円を超える者に限る。) をいう。以下この号において同じ。) の数及び公的年金等に係る所得を有する者 (前年中に法第7 0 3 条の5 第1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第3 5 条第3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者 (年齢6 5 歳未満の者) にあつては当該公的年金等の収入金額が6 0 0, 0 0 0 円を超える者に限り、年齢6 5 歳以上の者) にあつては当該公的年金等の収入金額が1, 1 0 0, 0 0 0 円を超える者に限る。) をいい、給与所得を有する者を除く。) の数の合計数 (以下この条において「給与所得者等の数」という。) が2 以上の場合にあつては、4 3 0, 0 0 0 円に当該給与所得者等の数から1 を減じた数に1 0 0, 0 0 0 円を乗じて得た金額を加算した金額) を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1 条第2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人に ついて <u>1 7, 2 2 0 円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1 6, 7 3 0 円</u> ・特定世帯 <u>8, 3 6 5 円</u> ・特定継続世帯 <u>1 2, 5 4 7 円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,090円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,880円</u> ・特定世帯 <u>2,940円</u> ・特定継続世帯 <u>4,410円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,020円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,760円</u> (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>305,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,230円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,020円</u> ・特定世帯 <u>3,010円</u> ・特定継続世帯 <u>4,515円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,090円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,690円</u> (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>295,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人に ついて <u>12,900円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>12,850円</u> ・特定世帯 <u>6,425円</u> ・特定継続世帯 <u>9,637円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被 保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除 く。） 1人について <u>4,350円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世 帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める 額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,200円</u> ・特定世帯 <u>2,100円</u> ・特定継続世帯 <u>3,150円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金 課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人 について <u>4,300円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につい	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人に ついて <u>12,300円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>11,950円</u> ・特定世帯 <u>5,975円</u> ・特定継続世帯 <u>8,962円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被 保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除 く。） 1人について <u>4,450円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世 帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める 額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,300円</u> ・特定世帯 <u>2,150円</u> ・特定継続世帯 <u>3,225円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金 課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人 について <u>4,350円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につい

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
て <u>3,400円</u> (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>560,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,160円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,140円</u> ・特定世帯 <u>2,570円</u> ・特定継続世帯 <u>3,855円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,740円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世	て <u>3,350円</u> (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>545,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,920円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,780円</u> ・特定世帯 <u>2,390円</u> ・特定継続世帯 <u>3,585円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,780円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1, 680円</u> ・特定世帯 <u>840円</u> ・特定継続世帯 <u>1, 260円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1, 720円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1, 360円</u> 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額	帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1, 720円</u> ・特定世帯 <u>860円</u> ・特定継続世帯 <u>1, 290円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1, 740円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1, 340円</u> 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 870円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6, 450円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10, 320円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>12, 900円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 305円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 175円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 480円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4, 350円</u> 3 (略)	ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 690円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6, 150円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>9, 840円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>12, 300円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 335円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 225円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 560円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4, 450円</u> 3 (略)

＜令和7年第2回定例会＞伝統文化のまちづくり共創型空港アクセス改善事業

＜所管課：まちづくり推進課＞

【概要】

- ・ 檜山エリアの3町（江差町・上ノ国町・厚沢部町）と函館空港への公共交通を利用したアクセスは、3時間強と非常に時間がかかることから、観光客や帰省客、文化・歴史的なイベントの担い手や参加者にとって大きな負担となっている。こうしたことから、夏のイベントの開催時期において、函館空港から3町へダイレクトにアクセスする乗合タクシー「かもめ号」を運行し、公共交通需要の開拓及び利用促進を図る事業を実施する。
- ・ 本事業については、令和6年度に国土交通省「令和6年度共創・MaaS実証プロジェクト（共創モデル実証運行事業）」に採択され、実証事業として実施。本実証事業の結果に基づき、運行方針や運行費及び負担金の拠出方法について一部変更し実施するもの。

令和7年度		令和6年度
運行期間	① 7月4日～9月29日 毎週 金～月曜日 ※ 8月8日～18日は毎日運行	① 7月19日～9月30日 毎週 金～月曜日 ※ 8月8日～19日は毎日運行 ② 12月28日～31日 1月3日～6日
運行便数	1日4便（空港⇄上ノ国町 2便ずつ）	1日7便（空港→上ノ国町 3便 上ノ国町→空港 4便）
乗降地点	江差町：道立江差病院、荻番蔵、コミュニティプラザえさし 上ノ国町：上ノ国天の川プラザ 厚沢部町：うずら温泉、道の駅あつさぶ ※ 函館空港から3町へ向かう便については、 運行経路上の任意の場所での降車可能	江差町：道立江差病院、荻番蔵、コミュニティプラザえさし 上ノ国町：上ノ国天の川プラザ 厚沢部町：うずら温泉、道の駅あつさぶ
運賃	一律 5,000 円/1名	1名利用：4,000円 2名以上の利用：1名あたり3,600円
予約方法	電話、HP	HPのみ
運行実績	—	24便運行、延べ34名の利用 うち32名が江差町における利用

【補正額】

負担金 958千円（全額一般財源） 【内訳】 広告費 58千円 運行費 900千円

- ・ 事業期間終了後、事業実施主体である函館タクシー（株）に対し、江差町・上ノ国町・厚沢部町・北海道エアポート（株）の4者が負担金を支出。 ※北海道エアポート（株）は広告費のみ支出
- ・ 広告費について、HP改修費55,000円、紙媒体広告費（A4フライヤー11,000枚・新聞折込4,100枚）175,900円を4者で按分≒58,000円
- ・ 運行費について、発着地に応じた定額運行費を設定し、運行費から運賃及び各町基本負担金を差し引いた額を、発着地の町が負担。

（例）江差町における1便1名乗車の場合

運行費 24,000円 - 運賃5,000円 - 各町基本負担金 4,000円（2,000円×2町）= 15,000円 を江差町が負担

・ 全216便中60便の稼働、全便が江差町における1名乗車（負担金が最も大きくなる）と仮定し、事業費を算定。

（広告費）58,000円 + （運行費）15,000円 × 60便 = 958,000円

令和7年度 一般会計

【事業名】子育て支援センター備品等整備事業

【事業費】4,997千円

【財 源】一般財源(全額)

<所管課:町民福祉課>

1 事業の概要

老朽化が著しい町立2保育園(日明保育園・水堀保育園)を廃止し、新たに道立江差病院院内保育所(認可外保育施設)に統合の上、子育て支援センター機能を合わせもつ町立保育所(認可保育施設)として開設するために必要な備品等の整備をおこなう。(令和8年4月1日開設予定)

開設後は、延長保育や土曜日・休日保育にも対応するなど、今まで以上に安心して子育てできる環境の推進を図る。

2 整備予定品目

(1)10節:需用費、消耗品 28千円
調理員専用ごみ箱 他

(2)11節:役務費、手数料 451千円
既存備品の梱包・運搬(ピアノ含む。)、産廃処理料 他

(3)12節:委託料 385千円
園名看板作成

(4)17節:備品購入費 4,133千円

- ①玄関傘立て
- ②保育室用ホワイトボード
- ③園児用ロッカー
- ④遊戯室着替目隠し用パーテーション
- ⑤清掃員ロッカー
- ⑥掃除用ロッカー
- ⑦職員用机・デスクマット
- ⑧鍵付書類保管庫
- ⑨配膳ワゴン
- ⑩調理室棚(ラック)
- ⑪医務室用セラミックファンヒーター
- ⑫洗濯機
- ⑬冷凍冷蔵庫
- ⑭オープンレンジ
- ⑮ホットプレート
- ⑯調理室用電気冷凍庫(チェストフリーザー)
- ⑰全室のカーテン(防災仕様)



事業概要書

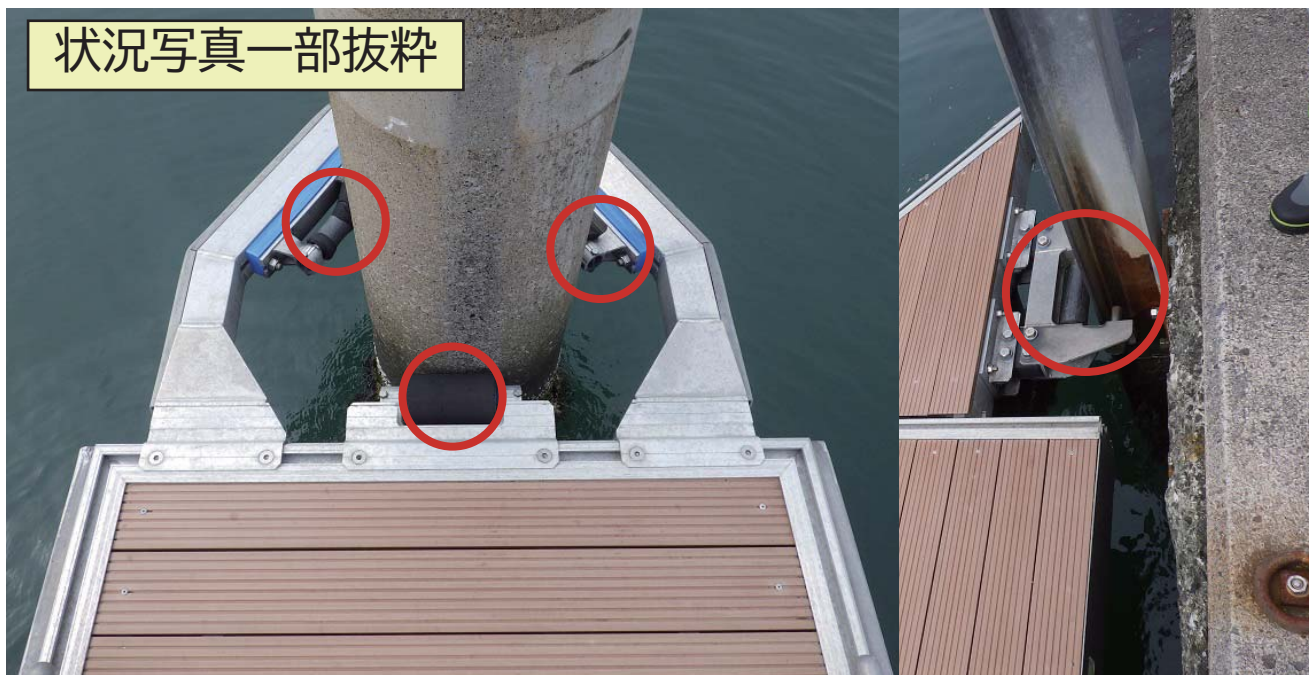
事業の内容

所管課：産業振興課水産係

江差港マリーナ浮棧橋のガイドローラー等の摩耗及び欠損により、H形鋼など含め本体への影響が生ずることから、早期に部品交換を実施する。

- (1) 事業名 江差港マリーナ浮棧橋ガイドローラー交換業務
- (2) 事業場所 江差港マリーナ
- (3) 事業内容 浮棧橋ガイドローラー等部品交換（3基分）
- (4) 事業費 1,630千円
土木費・港湾費・港湾管理費・需用費（修繕料）

状況写真一部抜粋



位置図



入札状況調書

工 事 名	子育て支援センター増改築工事	
工事場所	檜山郡江差町字伏木戸町484番地	
工事期間	自：令和7年 6月着工日 至：令和7年11月30日	
入札月日	令和7年 5月29日	
契約月日	令和7年 5月30日	仮契約
契約金額	一金 88,550,000 円	予定価格 90,123,000 円（税込）

【開札結果】

入札参加者	入札金額		摘 要
	1 回目	2 回目	
田畑・成田 経常建設共同企業体	81,000,000		
若狭・成田工務店 経常建設共同企業体	81,300,000		
亀田工業・前田組 経常建設共同企業体	◎80,500,000		落札

※各社の入札金額については税抜き価格である。

財産の取得について 【町立小・中学校学習者用コンピュータ等】

所管：学校教育課

◇事業概要

町立小・中学校学習者用コンピュータ等導入事業

◇事業の目的

国のGIGAスクール構想に基づき、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、学習用コンピュータを整備してきたが、故障端末の増加やバッテリーの耐用年数が迫っていることを踏まえて、端末の更新を実施。

◇納期

令和8年3月31日まで

◇取得する財産

【メーカー型番】HP Fortis G1m Chromebook

【導入台数】小学校 220台 中学校 125台 計 345台

◇取得（契約）の方法

北海道公立学校情報機器整備共同調達事業による（随意契約）

◇取得（契約）の金額

16,792,875円（うち消費税1,526,625円）

◇契約の相手方

札幌市中央区大通西14丁目7

東日本電信電話株式会社 執行役員 北海道事業部長 島津 泰

◇予算及び財源

科目	当初予算額 (千円)	財源内訳	
		道補助金	ふるさと応援基金 ・一般財源
教育費・小学校費・教育振興費	13,310	7,139	6,171
教育費・中学校費・教育振興費	7,563	4,056	3,507
計	20,873	11,195	9,678

※道補助金：北海道公立学校情報機器整備事業費補助金(2/3 補助率)

